

♣ 非常食品の取扱い

Q : 当社は、このたび災害に備えて非常用の食品を備蓄することとしました。非常食品は長期間保存がききますが、購入時の費用として損金計上しても問題ありませんか？

A : 非常用食品は、備蓄したときに事業の用に供したものとして、その時の損金の額に計上することが認められます。

【解説】

度重なる災害に備えて、企業では、非常用食品を備蓄するところもあるように聞いています。

企業が非常用食品を備蓄したときは、次の理由から、その備蓄時に事業の用に供したものとして、その備蓄時の損金の額に算入することが認められています。

- ① 食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性をもつものであること
- ② その効果が長期間に及ぶものとしても、食料品は、減価償却資産又は繰延資産に含まれないこと
- ③ 仮に、その食品が棚卸資産の範囲に含まれる「消耗品で貯蔵中のもの」に該当するものであるとしても、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められること
- ④ 類似物品に消火器の中味(粉末又は消化液)があるが、これについて取替時の損金として取り扱っていること

したがって、備蓄時の損金に算入しても問題ありません。

